

## 認知症にやさしい地域づくり推進事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

認知症にやさしい地域づくり推進事業業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

### 3 目的

県民に対してキャンペーンや普及啓発を行うとともに、県内企業と県・市町村合同（以下、「官民合同」）で認知症及び若年性認知症について理解を深め、意見交換を通じて認知症にやさしい地域づくりの推進に資する研修を実施することで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するもの

### 4 事業概要

(1) 認知症にやさしい地域づくり推進キャンペーンの開催に係る企画調整及び運営一式

実施期間

令和7年9月13日（土）

会場

アピアショッピングセンター（中央催事場ほか 別添1「会場予定」を参照）

対象者

本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

当日のイベント参加者は500人程度を想定して企画設計すること。

ア 自身の暮らしの中で認知症と向き合う機会が増える高齢者世代

地域	県内
年代	60代以上
来場形態	夫婦、友人等
価値観	本人や身の回りの方を含め、今後認知症と向き合う機会が増えることが想定される。認知症に対する漠然とした不安感を抱いている。
請求内容	・認知症に対する正しい理解の促進 ・認知症に対する漠然とした不安感の解消 ・認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるイメージの醸成

イ 両親等身の回りの人の認知症に不安を抱える壮年期世代

地域	県内
年代	40～60代
来場形態	夫婦・友人等
価値観	両親をはじめ身の回りの人の老後や介護について関心が高まっている。地域における具体的な相談先や地域での暮らしの継続

	など、認知症に関して漠然とした不安を抱き始めている。
請求内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関する地域の取組みや相談先の周知</li> <li>・若年性認知症の啓発、正しい理解の促進</li> <li>・身の回りの認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るための必要な知識の習得</li> </ul>

内 容

- ① 認知症にやさしい地域づくりを推進する県内企業や市町村等の取組みを紹介するブースの調整
- ② 「新しい認知症観」や認知症について学べる、参加型ブースの企画・運営

(2) 官民連携による認知症にやさしい地域づくり研修の開催に係る企画調整及び運営一式

実施期間

令和7年9月から令和8年1月までの期間中の1日

会場

提案すること

対象者

県・市町村職員、県内地域包括支援センター職員  
 県内企業従業員・職員 合計50名程度

内 容

- ① 官民合同で新しい認知症観を含めた認知症及び若年性認知症について理解を深め、意見交換を通じて認知症にやさしい地域づくりの推進に資する研修の企画・調整
- ② 認知症本人及び家族の視点を疑似体験して、効果的に認知症及び若年性認知症について理解を深めることができる企画型コンテンツの企画・調整

(3) 認知症に関する啓発活動一式

実施期間

令和7年9月中（認知症月間中）

対象者

一般県民

内 容

県内施設におけるオレンジライトアップを含めた認知症の正しい理解と地域の見守り体制をつくるための普及啓発活動

## 5 委託業務内容

認知症にやさしい地域づくり推進キャンペーン開催に係る企画調整及び運営一式、官民連携による認知症にやさしい地域づくり研修に係る一式並びに、認知症に関する啓発活動一式とする。なお、事業内容の詳細については、受注者決定の後、県と協議を行い、最終決定とする。

(1) 認知症にやさしい地域づくり推進キャンペーンの開催に係る企画・調整及び運営一式

① キャンペーン名称の提案

- ・認知症の正しい知識を啓発し、安心して暮らせる地域づくりを促進するという意図が伝わる名称の提案

② 県内企業、市町村等の取組みを紹介するブース設置の調整

- ・設置ブースについては、委託契約後に都度県と協議のうえ選考・調整を行うこと。なお、下記のようなブースを県で想定している。

(参考) 県で想定しているブースの一例

- ・各市町村の認知症に係る取組み等 (SOS ネットワーク (認知症高齢者行方不明等に関する連携)、QR コードを用いた認知症高齢者の行方不明早期発見システム、認知症の人の事故などに対応する個人賠償保険制度) の紹介ブース
- ・富山県包括連携協定締結企業における認知症に関する取組みの紹介が可能な企業ブース (運転技能シミュレーションのブースを含む)
- ・若年性認知症相談・支援センター、認知症疾患医療センター、富山県農村整備課等の取組みを紹介する県・関係団体によるブース
- ・来場者が認知症について抱えている疑問や不安に包括的に対応する相談窓口を紹介するブース
- ・オレンジイノベーションを紹介し、サンプルを見ながら手に取れるブース
- ・県が公募し、本キャンペーンの目的に適合すると判断したブース

③ イベント内における参加型ブースの企画・調整

- ・イベント内において、今後認知症と向き合う機会が増えるであろう高齢者世代を中心に、新しい認知症観や認知症の知識を学ぶことができることを目的とした参加型ブースの企画・調整
- ・新しい認知症観については、必ずブースに取り入れること

(参考) 県で想定している体験の一例

- ・認知症 VR 体験
- ・認知機能検査体験

④ 運営全般

- ・必要備品の手配・準備 (レンタル)、会場の設営・撤去
- ・事前申込受付 (必要がある場合のみ)、申込者名簿作成 (必要がある場合のみ)、進行、演出、資料の作成、参加者アンケート用紙作成、会場案内等の実施、当日関係者の飲料物等の手配

⑤ 広報全般

- ・県内各所への事前案内としてチラシやポスターを作成し、県と協議のうえ、イベントに関する効率的な周知を行う。
- ・県の指定する関係機関等にチラシ・ポスターを配布する。
- ・新聞、テレビ及びラジオ等のマスメディア、SNS等による広報の実施 (広報手段については要提案)

⑥ イベントの記録作成等

- ・参加者アンケートの集計、イベント当日（関係機関ブース、参加型ブース等）の記録作成、催事写真等の提出等
- (2) 官民連携による認知症にやさしい地域づくり研修の開催に係る企画調整及び運営一式
- ① 事業目的を効果的に達成するための研修・意見交換の構成の提案
    - ・研修の目的を正しく理解し、目的達成に効果的な内容構成を提案すること（参考：R6 研修開催要領…別添2のとおり）
    - ・富山県若年性認知症相談・支援センターの講義を組み込むこと
    - ・参加企業における困りごとの解決を図る取組みを盛り込むこと
  - ② 研修内における体験型コンテンツの企画・調整
    - ・参加者に新しい認知症観を含めた認知症及び若年性認知症について効果的に理解を深めていただくため、VR体験等、認知症本人及び家族の視点を疑似体験できるコンテンツの提案及び調整
  - ③ 関係機関・県内企業への開催案内
    - ・県と包括連携協定を締結している企業を始め、県内において認知症施策の推進に関する行政との連携が期待される企業に対する研修の開催案内
  - ④ 運営全般
    - ・必要備品の手配・準備（レンタル）、会場の設営・撤去
    - ・事前申込受付、申込者名簿作成、進行、演出、資料の作成、参加者アンケート用紙作成、受付・会場案内等の実施、当日関係者の飲料物等の手配
  - ⑤ 研修の記録作成等
    - ・参加者アンケートの集計、研修当日（体験型コンテンツ等）の記録作成、事業報告・記録写真等の提出等
- (3) 認知症に関する啓発活動一式
- ア 啓発活動
- ① 効果的な啓発活動の企画
    - ・啓発活動の方法や内容について、一般県民が認知症を正しく理解することにつながるような企画の提案
  - ② 関係者との連絡調整
    - ・啓発活動に係る関係者への連絡調整を実施
  - ③ 活動に関する事前・事後広報
    - ・啓発方法に応じて、活動に関する周知を行うとともに、活動の成果が継続されるよう、事後広報を実施
  - ④ 活動の成果報告
    - ・啓発成果に係る評価方法の提案及び評価の実施
    - ・活動内容の写真や活動の成果の提出
- イ ライトアップ
- ① 関係者との連絡調整
    - ・オレンジライトアップに係る関係機関への連絡調整を実施。

- ・なお、以下を委託費用の中を含めること。  
県内2か所（県庁前公園、環水公園）に認知症月間を啓発する看板の制作・設置・撤去（R5参考：8万円程度）  
県庁前公園の噴水内カラーフィルターの設置・除去工事（R5参考：11万円程度）
- ② 活動に関する事前広報
  - ・啓発方法に応じて、活動に関する周知の実施
- ③ 活動の成果報告
  - ・活動内容の写真や活動の成果の提出

## 6 留意事項

- (1) キャンペーン会場については、アピアショッピングセンターにおいて、別添1「会場予定」に記載した①～④の場所が使用できるものとして提案を行うこと。ただし、使用する具体的な場所については、委託契約締結後に受注者と県、アピアショッピングセンターの3者で協議のうえ決定する。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状について報告を求めることができる。
- (3) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法により適切に管理すること。
- (4) 別添3「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。
- (5) 受注者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受注者が必要に応じて協議するものとする。